

## 和歌山市内共通商品券『ナイスカード』の払戻(手続き)のお知らせ

平成29年11月30日をもって取扱いを終了しました、和歌山市商業協同組合発行の和歌山市内共通商品券「ナイスカード」について、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき、未使用残高を以下のとおり払戻しします。

下記の申出期間内に必ず申出をお願いします。

※当該申出期間に申出されなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥(除外)されますので、ご注意ください。

### <払戻し申出期間>

平成29年12月1日(金)より平成30年2月28日(水)まで

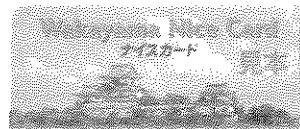
### <払戻しの対象となる商品券>

和歌山市商業協同組合発行の和歌山市内共通商品券「ナイスカード」500円券、1000円券



¥500

和歌山市商業協同組合



¥1,000

和歌山市商業協同組合

※ただし、以下の商品券は払戻しできません。

- ① 使用済みの商品券 ② 偽造または変造されている商品券  
③ 破損等により商品券番号の照会ができない商品券 ④ 3分の1が減少している商品券

### <申出場所>

和歌山市商業協同組合 事務所

〒640-8567 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所5階

### <受付時間>

平日10時より14時まで(土日祝祭日は除く)

### <申出 及び 払戻しの方法>

未使用の商品券を当事務所へご持参ください。当組合が発行する「振込み手続き依頼書」にご記入願います。控えとして「商品券お預り書」をお渡しします。

平成30年3月20日(火)に商品券額面金額をご指定口座へ振り込みます。

※防犯上の理由により、当事務所で現金での払戻しはしません。予めご了承ください。

「振込み手続き依頼書」には、ご住所、ご氏名、電話番号、未使用商品券の枚数及び金額、お振込先指定金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義、フリガナをご記入ください。

※事前にご連絡をいただければ「振込み手続き依頼書」を送付します。

※受付時間外には事務所の入り口に「振込み手続き依頼書」を用意します。

※※お預かりした個人情報、払戻し事柄以外には使用しません。

### <諸事情により商品券をご持参できない方へ>

ご連絡いただければ「振込み手続き依頼書」を送付します。必要事項をご記入のうえ、未使用商品券を添えて簡易書留郵便にてご郵送ください。尚、払戻し申出期間の最終日当日(平成30年2月28日)消印のものまでが有効となります。

### <払戻し手続きに関するお問い合わせ先 及び 連絡先>

和歌山市商業協同組合 住所: 〒640-8567 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所5階

電話: 073-433-5180

FAX: 073-433-5190

メール: wsgk@wit.ocn.ne.jp

◎ 「ナイスカード」取扱店では、平成30年2月28日(水)までナイスカードをご利用できます。

(※一部の取扱店は平成30年2月20日(火)頃に取扱いを終了します。)

各取扱店へお問い合わせのうえ「ナイスカード」ご利用ください。